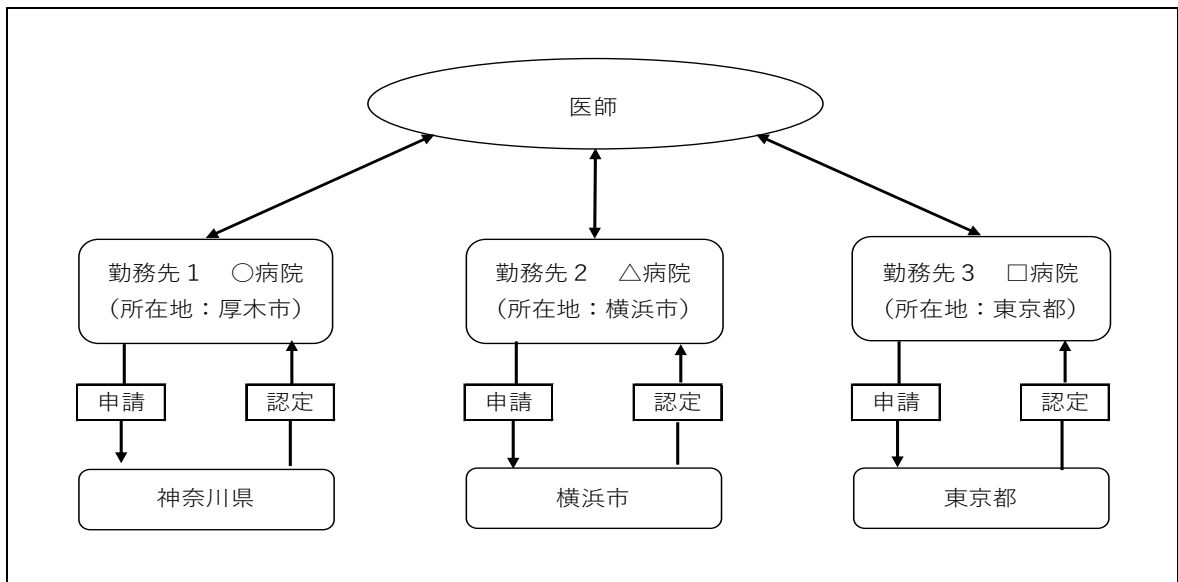


小児慢性特定疾病指定医の指定申請手続のお知らせ

- 平成 26 年 5 月 30 日に「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」といいます。）が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。
- 新たな制度では、知事や市長が定める医師（指定医）の作成した医療意見書を添えて提出する必要があります。
- 指定医の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。
- 指定医の申請は、医師個人の住所ではなく、勤務先の医療機関の所在地ごとに行います（下図参照）。

【申請のイメージ】

1 人の医師が、3 つの医療機関に勤務し、意見書を作成している場合



各医療機関で、勤務している医師の書類を取りまとめて提出してください。

今回、横浜市へ御提出いただくのは、横浜市内の医療機関等です。所在地が他自治体にある医療機関等は、各市長または各知事へ申請が必要となりますので、各自治体へお問い合わせください。

【指定医の要件】

以下の①②の要件を満たした上で、③④のどちらかを満たしていること。

- ① 診断又は治療に5年以上（臨床研修を受けている期間を含む）従事した経験を有すること。
- ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- ③ 学会が認定する専門医の資格を有すること。
- ④ 市長が行う研修を指定日までに終了していること。

【指定医の職務・責務等】

- 小児慢性特定疾病の支給認定に必要な医療意見書を作成すること。
- 患者データ（意見書の内容）を登録管理システムに登録すること。
- 指定医は、5年ごとに更新が必要となります（更新の年になりましたら、別途通知をお送りします）。
- 指定医の有効期間は指定を受けた日から5年経過した年の年末までです。

【申請方法】

次の書類を医療機関で取りまとめて横浜市へ提出してください。

- ① 小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医に認定されていることを証明する書類の写し（上述③の場合）

【提出先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 16階
横浜市役所健康福祉局医療援助課
「小児慢性特定疾病指定医担当」まで

【その他留意事項】

- 原則、受理をした翌々月1日が指定日となります。
- 指定後、申請者あてに指定通知書を送付します。
- 後日、指定内容（指定医氏名、主たる勤務先）を公表します。